

## 全国大会等出場及び優勝賞賜金交付取扱い要領

### 1 目的

本市におけるスポーツの振興を図るため、世界及び全国を対象とする大会に出場及び優勝した選手並びに団体に対して、賞賜金を交付し、士気の高揚とその榮譽をたたえることを目的とする。

### 2 対象者

本市に住所又は通学先（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に出場する選手については、通学先若しくは勤務先）を有する個人又は本市に所在する団体で、本市を含む地域を対象とする予選または選考を経て、国・県・市を代表して出場資格を得た高校生以下の者（当該出場資格を得た大会が国民体育大会又は全国障害者スポーツ大会の場合にあっては、当該出場資格を得た者）とする。ただし、他の市町村から同種の賞賜金が交付される場合は対象としないものとし、また、次の場合は特例として取り扱うものとする。

#### （１） 所属団体（チーム）が市内に所在しない場合

団体種目に出場する選手（個人）で、選手自身が本市に住所を有する場合は対象とする。

#### （２） 本市に住所を有しない生徒・学生の場合

国民体育大会において、個人及び団体種目に出場する選手で本市に住所を有しない生徒・学生については、その保護者が本市に住所を有し、本市の代表として出場する場合は、対象とする。

#### （３） 選考の取扱いについて

選抜チームに参加する場合においては、選考されていることが確認できる場合のみ賞賜金の交付の対象とする。

### 3 対象大会

賞賜金の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当する大会で、当該大会が、世界大会、全国大会を対象とする大会（以下「対象大会」という。）とする。

なお、同一の予選から複数の対象大会に出場した場合は、出場した対象大会のうちのいずれか1つの大会を賞賜金の交付の対象とする。

また、交付を受けようとする大会が上位の対象大会の予選を兼ねている場合は、出場することが確定した上位の対象大会を交付の対象とする。

- (1) 国民体育大会、全国障害者スポーツ大会
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体（大会に応じて各県種目団体で組織される地域協会等を含む。）、公益財団法人日本中学校体育連盟（大会に応じて加盟団体で組織される地域連盟等を含む。）若しくは公益財団法人全国高等学校体育連盟（大会に応じて加盟団体で組織される地域連盟等を含む。）が主催し、又は共催するもの
- (3) 公益財団法人日本レクリエーション協会加盟団体（中央競技種目団体に限る。）が主催する大会（選考を経て出場資格を得た場合を除く。）
- (4) 公益財団法人日本学生野球協会または公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する大会（全国高等学校野球選手権大会および選抜高等学校野球大会を除く。）
- (5) 公益財団法人日本障害者スポーツ協会登録競技団体が主催する大会
- (6) 世界大会の場合は、上記（1）～（5）のいずれかに該当する全国規模の選考等を経て出場し、アジア地区以上を対象とする大会。

#### 4 賞賜金の種別・金額及びその適用

賞賜金は、出場賞賜金及び優勝賞賜金とし、その金額及び適用は、別表のとおりとする。

#### 5 賞賜金の交付に係る事務手続き等

この要領に定めるもののほか、賞賜金の交付について必要な事務手続きについては、別に定めるものとする。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成17年2月13日から施行する。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成19年1月4日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に全国大会等出場及び優勝賞賜金交付取扱い要領（昭和57年4月8日制定）によりなされた処分、手続き、その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成23年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 9 月 20 日から施行する。

別表

区 分	出 場 賞 賜 金		優 勝 賞 賜 金
	全 国 大 会 及 び 国 体	世 界 大 会	
個人出場	1 大会につき 出場した者 1 人 当 たり 10,000 円	1 大会につき 出場した者 1 人 当 たり 50,000 円	優 勝 した 者 に 対 し 1 人 当 たり 10,000 円 (但し、1 大会 1 回 限 り)
団体出場	1 大会につき 1 団体 当 たり 80,000 円	1 大会につき 1 団体 当 たり 90,000 円	優 勝 した 団 体 に 対 し 1 団 体 当 たり 50,000 円

備考

- 1 団体に該当する種目は、サッカー、ソフトボール、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、ホッケー、野球（硬式、軟式）、ラグビーフットボール、及びドッジボールとし、その他の種目はすべて個人種目として取り扱う。  
(但し、団体種目であっても、県選抜等個人として団体に属する場合は、個人種目として取り扱う。)
- 2 マラソン、ロードレース等においては、出場標準記録規定がある大会を対象とする。
- 3 全国高等学校野球選手権大会および選抜高等学校野球大会は全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会出場補助金交付要綱（平成27年8月7日制定）によるものとする。